

魚沼市における『身寄り』問題への 対応支援に関するガイドライン (第2版)

(令和8年7月改訂)



魚沼市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	ガイドラインの基本的な考え方	1
	(1) ガイドラインの対象者	1
	(2) 自己決定の尊重・意思決定支援	1
	(3) 成年後見制度と『身寄り』問題	2
	(4) 支援シートの活用	2
3	『身寄り』がないことで起こる問題	3
4	『身寄り』問題への具体的な対応	3
	(1) 在宅時に起こる問題	
	① 災害時や救急搬送時の緊急連絡先	3
	② 福祉サービスの利用契約及びケアプラン等の同意	4
	③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理	4
	④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務	4
	⑤ 賃貸住宅への入居	5
	⑥ 空き家の問題	5
	(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題	
	① 緊急連絡先	5
	② 入院費及び施設利用料の支払い	6
	③ 日用品等の準備・購入	6
	④ 入院計画書やケアプラン等の同意	7
	⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意	7
	⑥ 退院・退所の際の居室の明け渡しや退院・退所先の確保	8
	⑦ 亡くなった際の遺体の引き取りや居室の明渡し	8
5	おわりに	8
資料編		
	(1) 関係機関一覧	10
	(2) その他、社協・民間等のサービス	11
	(3) 用語の説明	12
	(4) 補足	18
	(5) ガイドライン策定構成員名簿	20

1 ガイドラインの目的

魚沼市では近年、少子高齢化や核家族化の進展により、地縁血縁といった様々な人間関係が希薄化し、地域で孤立する人が増えています。このような、『身寄り』がない、あるいは『身寄り』はいても疎遠で援助を受けられない人が、病気や障がい、認知症などにより自身の財産管理や医療同意といった意思決定が困難になった際に、適切な支援を受けられないといった課題が顕在化していました。

このような状況を受け、魚沼市では、『身寄り』のない方が地域で安心して生活できるよう、また、そうした方に関わる支援者の不安を軽減するため、令和2年11月に「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」を策定し、『身寄り』のない人への支援について一定の方向性を示しました。

しかしながら、策定から5年が経過し、魚沼市を取り巻く状況も変化していることや、ガイドラインが十分に活用されていないといった課題も明らかになりました。

本改訂版では、これまでのガイドラインの趣旨を踏まえつつ、現在の魚沼市の状況に即した実効性のある支援が提供できるよう、内容の見直しを行いました。『身寄り』のない人への支援が、より適切かつ円滑に進められる一助となれば幸いです。

2 ガイドラインの基本的な考え方

(1) ガイドラインの対象者

本ガイドラインの支援の対象となる人は、家族や親族がいない人に加え、家族や親族がいても連絡がつかない人や、関係性の問題から支援を受けられない人などを想定しています。これらは、高齢者に限らず障がい者の「親なき後の問題」にも共通するものと考えます。

(2) 自己決定の尊重・意思決定支援

医療や介護に限らず、全ての支援は本人の意思に基づき提供されることが基本です。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分であっても、また成年被後見人等であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を行うことがなによりも重要です。

意思決定支援については現在、法律で明確に基準が定められておらず、領域ごとにそれぞれガイドラインが発出されています（「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（2017年3月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）」、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（2018年3月、厚生労働省医政局）」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（2018年6月、厚生労働省老健局）」など）。

これらのガイドラインでは共通して、「チームアプローチ」や「意思決定支援会議」が強調されています。一人の支援者の独断ではなく、チームにおいて本人の情報を

収集し、記録し、共有していくことが重要です。

ここでいうチームとは、医療や介護の専門職に限らず、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人全てを含みます。

（３）成年後見制度と『身寄り』問題

『新潟県における身元保証人等に関する実態把握調査結果報告書（2018年9月、新潟県立大学人間生活学部）』によれば、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）がいれば身元保証人等がいなくても受け入れると回答した病院や施設が約8割あり、『身寄り』問題において成年後見制度への期待は高いと言えます。しかし、安易に成年後見制度を『身寄り』の代替として利用することは、制度の趣旨とも異なります。また、病院や施設の職員が成年後見人等に役割を過剰に期待することにより起こるトラブルも散見されます。

本ガイドラインでは、成年後見制度の正しい知識の普及により、お互いの役割を理解することで、病院や施設の職員と成年後見人等の連携が強化されることも目指しています。

※成年後見制度の説明については、資料編（12ページ）に掲載しました。

（４）支援シートの活用

『身寄り』がないことで起こる問題に直面する支援者（主にケアマネジャーや相談支援専門員、医療関係者、施設の相談員など）が、その人に関わる他の専門職と役割分担や情報共有をする会議で使用する『支援シート』を以下のとおり作成しました。

【役割分担シート】・・・（様式１）

福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担することで、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを利用できるようにするためのものです。

【“もしもの時” の意思確認シート】・・・（様式２）

自身が望む医療やケアについて、前もって考え、本人が信頼する人と繰り返し話し合い、共有するためのシートです。

もしも、本人が事故や病気などで自分の意思を伝えることができなくなった時、医療・ケアチームはこの情報を参考に、本人にとって最善の方針をとります。

【終活情報シート】・・・（様式３）

墓地や葬儀の生前契約、遺言書の保管場所などの終活情報を、うおぬま・米ねつとに保存しておき、本人が亡くなったときに、警察、消防署、福祉事務所、医療機関のほか、本人が指定した方からの問い合わせに、情報を提供するためのシートです。

3 『身寄り』がないことにより起こる問題

『身寄り』がないことにより起こる問題は、主に次のような場面で顕在化します。

(1) 在宅時に起こる問題

- ① 災害時や救急搬送時の緊急連絡先
- ② 福祉サービスの利用契約及びケアプラン等の同意
- ③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- ④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務
- ⑤ 賃貸住宅への入居
- ⑥ 空き家の問題

(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

- ① 緊急連絡先
- ② 入院費及び施設利用料の支払い
- ③ 日用品等の準備・購入
- ④ 入院計画書やケアプラン等の同意
- ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意
- ⑥ 退院・退所の際の居室の明渡しや退院・退所先の確保
- ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取りや居室の明渡し

4 『身寄り』問題への具体的な対応

上記の問題に対して、i) 本人の判断能力が十分な場合、ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合、iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合、に分けて対応を示します。ただし、判断能力の有無はその日の状態や環境によって変化しますし、決定すべき内容によっても違います。まずは、意思決定支援を基本に本人の意思を確認することから始めてください。（参考：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（2018年6月、厚生労働省）」）

(1) 在宅時に起こる問題

①災害時や救急搬送時の緊急連絡先

【うおぬま・米ねっと】（16 ページ）に登録があると、既往歴や主治医が分かり、早く病院に搬送することができます。一人暮らし等で緊急時に不安のある人には、【うおぬま・米ねっと】を紹介し登録を勧めてください。

また、緊急時に警備会社に通報する装置を貸し出す【緊急通報体制等整備事業】（16 ページ）の利用や、【わたしの避難計画】（16 ページ）への登録を紹介してください。

②福祉サービスの利用契約及びケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が契約及び同意をします。サービス等の利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は障がい者相談支援事業所に連絡してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認の上、利用契約を補助又は代理します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるように説明するとともに、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は障がい者相談支援事業所に相談してください。必要に応じて成年後見制度又は【日常生活自立支援事業】(15 ページ)の利用を検討します。

③預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が自らの財産を管理します。本人が身体的理由等により、金融機関での払戻しが困難な場合は、振込や口座振替、自動送金サービス等を利用し、生活資金の管理に支障が出ないように配慮します。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に連絡してください。公共料金等の支払いは成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は障がい者相談支援事業所に相談してください。そこに、行政も含めた支援者で直近の対応を検討するとともに、必要に応じて成年後見制度又は、【日常生活自立支援事業】(15 ページ)の利用を検討します。

④葬儀や遺品の処分などの死後事務

i) 生前の準備

本人が元気なうちに、本人と成年後見人等を含む支援チームに福祉事務所を交えて、支援シート(様式3)に沿って対応を協議します。記入した支援シートは【うおぬま・米ねっと】(16 ページ)に保存します。

本人の死後、関係者等及び本人が指定する方からの照会に、福祉事務所が回答します。

ii) うおぬま・米ねっとへの登録がない方が亡くなった場合

後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については、家庭裁判所の許可のもと、成年後見人が一部の死後事務を行うことができます。成年後見人に連絡してください。

また、親族等がいない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については【墓地

埋葬法 9 条】(17 ページ) により、市が行うこととなります。福祉事務所に連絡してください。相続人に該当する方を探し、連絡を取るなど必要な対応をします。

⑤賃貸住宅への入居

i) 公営住宅への入居

魚沼市営住宅条例では、原則として連帯保証人を求めています。やむを得ない事情があると認められる場合には、猶予や免除が可能なので相談してください。

(相談窓口)

●魚沼市産業経済部都市整備課（電話：025-793-7991）

ii) 民間賃貸住宅への入居

〈住宅セーフティネット制度〉

高齢者や障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者と、賃貸住宅の空き家や空き室を保有する大家さんをつなぐ制度です。

入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅は、インターネットで「セーフティネット住宅情報提供システム」と検索すると確認できます。掲載されている住宅への入居を希望する場合は、大家さん等に直接お問い合わせください。

〈家賃債務保証会社〉

不動産会社によっては、連帯保証人等を立てる代わりに家賃債務保証会社による保証を利用できる場合があります。不動産会社に相談してください。

⑥空き家の問題

i) 本人の判断能力が十分な場合

治療や介護が必要で自宅に戻る予定がなく、さらに自宅の維持管理ができない場合、売却や賃貸及び解体を検討します。

(相談窓口)

●魚沼市総務政策部地域創生課（電話：025-792-9752）

ii) 死亡等により空き家の管理者が不在となった場合

適切な管理が行われないことにより著しく保安上危険となるおそれのある等の状態となると、特定空き家に認定されます。その後、行政からの勧告や命令に従わず空き家が放置され、危険な状態となった場合、行政代執行等により解体が行われます。解体の費用は所有者等に請求されます。

・・・補足1 空き家対策について (18 ページ)

(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

①緊急連絡先

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人から、親族や友人知人の有無を確認し、有る場合は本人の意向を確認し

た上で、その方に連絡先として求める役割を説明し協力を仰ぎます。

親族や友人知人もなく支援者の関わりもない場合は、緊急連絡先がないことをカルテ等に記録します。その後、支援シート（様式 1）を活用し関係機関と緊急時の役割等を確認しておいてください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

多くの場合、成年後見人等が緊急連絡先になります。また、成年後見人等が緊急連絡先となりうる親族等を把握している場合もあります。まずは成年後見人等に連絡して、緊急連絡先として求める役割を説明し、協力を仰いでください。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族や友人知人もなく関わっている支援者もいない場合、高齢者の場合は地域包括支援センターへ、障がい者の場合は障がい者相談支援事業所へ、生活保護受給者の場合は福祉事務所へ、それ以外で経済的に困窮する恐れのある人は、【生活困窮者自立相談支援事業】（16 ページ）窓口へ相談してください。

また、上記のような関係者と支援シート（様式 1）を活用し、緊急時の役割等を確認しておいてください。

・・・**補足 2** 緊急連絡先の把握について（19 ページ）

②入院費及び施設利用料の支払い

i) 本人の判断能力が十分な場合

支払いが可能な場合は原則本人が支払いをします。なお、長期間の入院等により、金融機関での払戻しが困難な場合は、口座振替等の利用を勧め、手続を支援します。

また、入院費の未払いを防ぐために加入保険の有効期限を確認するなどの対応も必要です。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

ただし、成年後見人等が保証人として、入院費・施設利用料を負担することはありません。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は障がい者相談支援事業所に相談してください。そこに、行政も含めた支援者で直近の対応を検討するとともに、必要に応じて成年後見制度又は、【日常生活自立支援事業】（15 ページ）の利用を検討します。

・・・**補足 3** 入院費等の未払いを防ぐ対応（19 ページ）

③日用品等の準備・購入

i) 本人の判断能力が十分な場合

自分で必要な物品の準備ができない場合、緊急連絡先になっている方へ相談します。緊急連絡先がない場合は、有償ボランティアや民間事業者のサービス

利用を検討します。

※市内の有償ボランティアや民間事業者を、資料編（11 ページ）に掲載しました。

なお、病院によっては、入院中に必要な日常生活用品をレンタルできるサービスを利用できます。（利用料は別途業者より請求されます。）病院スタッフに確認してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

物品の購入や本人を直接介護することは事実行為といい、成年後見人等に行う義務はありません。しかし、後見業務を行う一連の流れの中で、事実行為も同時に行わざるを得ない場面は多々あります。依頼したい具体的な内容を成年後見人等に伝え相談してください。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明し、上記の“i) 本人の判断能力が十分な場合”と同じように本人がサービスを契約できるよう援助します。

それでも本人の意思が確認できずサービスの契約ができない場合は、今後の支援も考慮し、成年後見制度の利用を検討します。

④入院計画書やケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が行います。本人が理解できるように分かりやすく説明してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認し、入院計画書やケアプランに署名します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人の同意を得て、ケアマネジャーなど、本人に関わる支援者や、友人知人などの同席の中で、本人が理解できるように分かりやすく説明してください。チームで内容を確認したことをカルテ等に記載します。

⑤医療行為（手術、延命治療など）の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け、理解した上で、本人自身が最終的な治療方法を選択し同意します。

ケアマネジャー等支援者は、本人の意思決定を支援します。支援者は普段の関わりの中で、支援シート（様式2）を活用して、本人の想いを聴きとり、記録しておいてください。

ii) 本人の判断能力がない等、医療同意が取れない場合

支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え、支える人をいう。）から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮して医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をと

ることを基本とします。また、そうした判断プロセスを記録しておくことが重要です。（参考：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019年5月、医療現場における成年後見制度へ理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究班）」）

・・・**補足4** 医療同意に対する法的な考え方（20ページ）

⑥退院・退所の際の居室の明け渡しや退院・退所先の確保

i) 本人の判断能力が十分な場合

入院・入所前に関わりのあった支援者等と、本人の意向を確認しながら退院・退所先や退院・退所後の生活等について相談します。小出病院の入退院に際しては、【入退院支援連携ガイド】（17ページ）を活用します。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

上記“i) 本人の判断能力が十分な場合”の対応に成年後見人等を交え、相談します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

退院・退所に向けた支援を進めるチームを作る中で、成年後見制度の利用を検討します。

⑦亡くなった際の遺体の引き取りや居室の明渡し

※（１）在宅時に起こる問題 ④葬儀や遺品の処分などの死後事務（４ページ）と同じ。

5 おわりに

『身寄り』がなくても、一人の市民として、また、地域社会の一員として、その人権と尊厳が保障されるよう支援することは、魚沼市の揺るぎない責務であると認識しております。しかしながら、その支援をより実効性のあるものとするには、関係機関の皆さまとの連携が何よりも不可欠であります。

本ガイドラインに基づき、行政と関係機関がそれぞれの立場で最善を尽くすことで、『身寄り』のない方々が希望を持って暮らせる魚沼市を共に築いていけるものと確信しております。

今後も、社会情勢の変化や支援の現場からの声に耳を傾け、概ね5か年毎に本ガイドラインの継続的な見直しを行いながら、より実効性のある支援体制の構築に努めてまいります。

資料編

(1) 関係機関一覧	10
(2) その他、社協・民間等のサービス	11
(3) 用語の説明	
成年後見制度	12
日常生活自立支援事業	15
生活困窮者自立支援事業	15
うおぬま・米ねっと	15
緊急通報体制等整備事業	16
わたしの避難計画	16
わたしの思いノート	16
入退院支援連携ガイド	16
遺言	17
死後事務委任契約	17
墓地埋葬法9条	17
あいぐっく	17
(4) 補足	
補足1 魚沼市空き家対策について	18
補足2 緊急連絡先の把握について	18
補足3 入院費等の未払いを防ぐ対応	19
補足4 医療同意に対する法的な考え方	19
(5) ガイドライン策定構成員名簿	20

（１）関係機関一覧

※共通：市外局番「025」

名称	電話番号	備考
魚沼市		
市民福祉部福祉支援課（福祉事務所）	792-9767	生活保護 墓地埋葬法９条
市民福祉部介護福祉課	792-9755	緊急通報体制等整備事業 わたしの想いノート
総務政策部地域創生課	792-9752	空き家対策
産業経済部都市整備課	793-7991	公営住宅
社会福祉協議会		
魚沼市権利擁護サポートセンター	792-5252	成年後見制度 日常生活自立支援事業
魚沼市社会福祉協議会	792-8181	生活困窮者自立支援事業 あいほうし隊 あいぶっく
地域包括支援センター		
魚沼市南部地域包括支援センター	793-7337	小出・湯之谷地区
魚沼市西部地域包括支援センター	794-6001	堀之内・広神（藪神）地区
魚沼市北部地域包括支援センター	793-7075	守門・入広瀬地区 広神（広瀬）地区
障がい者相談支援センター		
魚沼市障がい者基幹相談支援センター	792-9760	障がい者の総合相談
うおぬま相談支援センター	793-4011	障がい福祉の相談
なないろ	792-8116	障がい福祉の相談

(2) その他、社協・民間等のサービス

あいほうし隊（有償ボランティア）

生活のちょっとした困りごとがある人を、ご近所さん同士が助け合う活動です。

（サービスの内容）

電球交換、灯油入れ、掃除、ゴミ出し、話し相手、通院介助、買い物 など

（利用料）

1回1時間まで500円

※1時間を超える場合は、30分毎に300円加算

●魚沼市社会福祉協議会地域福祉課（電話：025-792-8181）

魚沼市シルバー人材センター

（サービス内容）

簡単な大工や修繕、清掃、片付け、草刈り、障子貼り、通院介助、薬の受け取り、家事援助、話し相手

（利用料）

内容によって異なる

●魚沼市シルバー人材センター（電話：025-793-7458）

魚沼社協ふれあいサポート事業

（サービスの内容）

身体介護：散歩、洗髪、外出介助、通院、排せつ介助、衣服の着脱 など

生活介護：話し相手、調理、掃除、買い物、衣服の入替、薬の受取 など

（利用料）

身体介護：30分以内1,500円 ※以降30分毎1,500円

生活介護：60分以内2,000円 ※以降30分毎1,500円

※早朝・夜間・土日祝 25%増

●魚沼社協訪問介護事業所（電話：025-795-6160）

ねこの手

（サービスの内容）

買い物、ごみ捨て、調理、洗濯など

（利用料）

30分1,000円

●ねこの手（電話：025-792-5661）

おとなりナース

（サービスの内容）

やりたいことのお手伝い、困り事の相談、健康相談、体調確認、

日常生活のお世話、外出支援など

(利用料)

60分 4,500円

●おとなりナース（電話：090-6841-0474）

生活・終活支援サービス

(サービスの内容)

終活支援：家の解体・売却、遺品整理、デジタル終活、お墓の管理・墓じまい

生活支援：不要な家財の整理、除雪、見守り、空き家の管理など

(利用料)

相談は無料。支援内容により別途お見積り

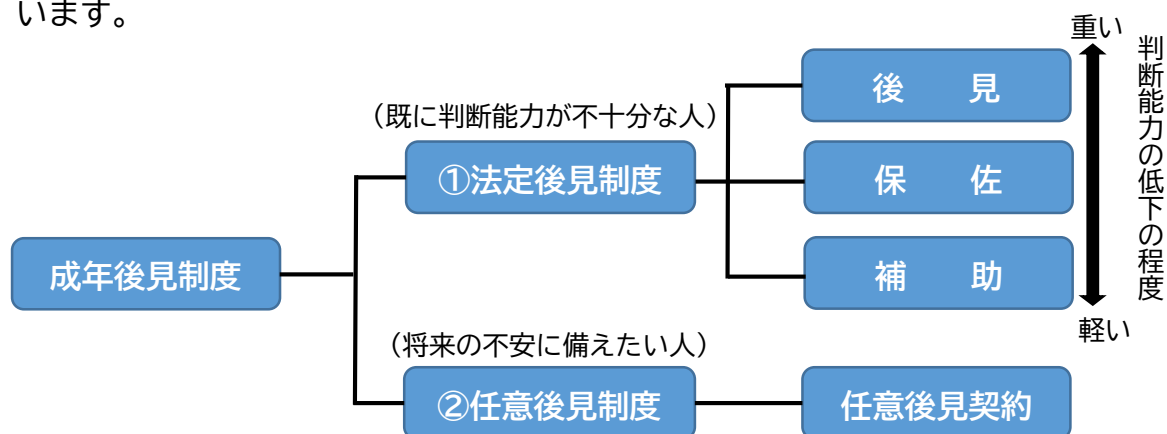
●株式会社 百笑縁ファーム（電話：090-5567-8220）

(3) 用語の説明

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分になっても、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重して支援するための制度です。

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度から成り立っています。



①法定後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなった場合に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

※実際に成年後見人等が支援できるようになるまでには、一般的に申立てから1か月から3か月程度かかります。

②任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産の管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおくものです。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

■成年後見人等の役割

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」になります。

（i）身上保護

成年後見人等は、本人の生活や健康に配慮し、安心した生活が送れるように福祉サービス等の手配や契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

具体的には、

- ・福祉サービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- ・家賃の支払いや、契約の更新
- ・治療・入院等に対する契約や費用の支払いなど

（ii）財産管理

成年後見人等は本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から不動産等の財産処分まで多岐にわたります。

具体的には、

- ・印鑑、預貯金通帳の管理
- ・収支の管理（預貯金の管理、公共料金や税金の支払い等）
- ・不動産の管理、処分（居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要）
- ・遺産相続の手続きなど

■成年後見人等ができないこと。

（i）事実行為

介護をする、買い物をする、退院の付き添いをするなどのことを「事実行為」と言い、成年後見人等の職務範囲ではありません。しかし、必要に応じてこれらのサービスを手配することは、成年後見人等の業務に含まれます。

（ii）身元保証人・身元引受人・連帯保証人等になること。

成年後見人等は身元保証人等になることはできません。ただし、緊急時には成年後見人等が窓口となる場合があります。

なお、親族が成年後見人等の場合には、保証人等を引き受けることがありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、成年後見人等の職務の範囲外であることに変わりはありません。

(iii) 医療行為（手術・延命治療など）の同意

医療行為とは病気や怪我の治療をする行為であり、予防接種やかかりつけ医への定期受診など日常的なことから、手術や延命治療まで広範囲に及びます。医療行為を受ける際に、専門家である医師から十分な情報提供と説明を受け、自らの納得と自由な意思に基づき、自分の医療行為を選択し、同意し、あるいは拒否する権利が、医療における患者の自己決定権（医療同意）です。この権利は、本人に一身専属的に帰属し、行為代理になじまないものとされています。

また、遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組なども同様に、本人だけが行使することができる権利とされており、成年後見人等であっても代理して行うことはできません。

(iv) 身体拘束の同意

身体拘束についても一身専属権に属し、成年後見人等が同意することはできません。2008年には介護施設と同様、医療施設でも原則禁止とする高裁判決が出されています（名古屋高裁平成20年9月5日判決（上告棄却））。さらに、障害者虐待防止法には「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当すると明記されています。

緊急やむを得ない場合の対応として身体拘束が認められるには、以下の3つの要件をすべて満たすことが必要であるとされています。

☑切迫性：本人又は他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

☑非代替性：他に代替する介護方法がないこと。

☑一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

また、できれば第三者も入れて施設全体で検討し、本人や成年後見人等に詳細に説明すること、その都度記録をつけることが求められています。

■成年後見人による死後事務

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）により、相続財産の保存行為、弁済期が到来した相続債務の弁済、火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務については、成年後見人の権限に含まれることとされました。なお、「葬儀」に関する権限については、成年後見人としての事務に含まれていません。

(1) 個々の相続財産の保存に必要な行為

（具体例）

・相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の完成猶予及び更新

・相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

(2) 弁済期が到来した債務の弁済

（具体例）

- ・成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払い
- (3)家庭裁判所の許可の上、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（(1)(2)に当たる行為を除く。）

(具体例)

- ・遺体の火葬に関する契約の締結
- ・成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トラクルームの利用契約など）
- ・成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
- ・債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し

なお、補助人、保佐人の場合も、本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため相談します。

また、死亡診断書は死亡届とともに本人の死亡地、本籍地又は届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等もできます。

(成年後見制度全般に関する相談先)

●魚沼市権利擁護サポートセンター（電話：０２５－７９２－５２５２）

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、日常生活をしていく上で必要な福祉サービスの利用などについて、自分ひとりの判断で行うことに不安のある人が、地域で安心して生活できるように支援する制度です。

認知症の診断や障がい者手帳の有無にかかわらず、福祉サービスなどの利用や日常的な金銭管理に支援が必要と思われる人（ただし、契約の内容について理解できることが必要）が利用できます。

■提供するサービス

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスを利用する、又は停止・休止する手続
- ・福祉サービスの利用料の支払い
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続

②日常的金銭管理サービス

- ・年金や福祉手当の受け取りに必要な手続
- ・医療費の支払い手続
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続
- ・支払いに必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続

③書類等の預かりサービス

- ・銀行の貸金庫などを利用して次の物を預かります

年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印や銀行印など

(問合せ先)

●魚沼市社会福祉協議会権利擁護支援課（電話：０２５－７９２－５２５２）

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して、家計改善や就労支援等の幅広い相談支援を行います。

魚沼市では、社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。

(問合せ先)

●魚沼市社会福祉協議会地域福祉課 (電話：０２５－７９２－８１８１)

うおぬま・米ねっと

魚沼地域（十日町市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町・津南町）の病院や診療所、調剤薬局、介護施設、訪問看護などをネットワークで結び、患者や利用者の診療情報や介護情報等を共有する仕組みです。

この仕組みを利用することにより、効率的に安全・安心な医療を提供することや、救急搬送時の迅速な治療につなげられるという効果も期待されます。

また、魚沼市では現在、生活保護受給者で一人暮らしの人を対象に、市の担当が聞き取りを行い、緊急時の連絡先等を記録しておく取組を進めています。こうした取組は、身寄りのない人に限らず、多くの一人暮らし高齢者や障がい者の安心につながるもので、今後さらに進めていきます。

(問合せ先)

●うおぬま・米ねっと事務局 (電話：０２５－７８８－０４８５)

緊急通報体制等整備事業

一人暮らし高齢者や身体障がい者のみの世帯に緊急通報装置を貸与します。

(対象者)

- ・概ね６５歳以上の単身、高齢者世帯又は身体障がい者のみの世帯
- ・日中居宅に１人になることが常である高齢者又は身体障がい者

(利用料)

- ・市民税非課税世帯：無料
- ・市民税課税世帯：月額５００円

(問合せ先)

●魚沼市市民福祉部介護福祉課 (電話：０２５－７９２－９７５５)

わたしの避難計画

災害時に避難支援・安否の確認が特に必要と思われる高齢者や障がい者のうち、個人情報自主防災会（自治会）・民生委員・消防団へ提供することに同意された人の名簿です。

(問合せ先)

●魚沼市総務政策部防災安全課 (電話：０２５－７９２－９２１４)

わたしの思いノート

いつか訪れる人生の最終段階に備えて、「あなたが大切にしていることや望み、どのような医療や生活を望んでいるか」について、いま思っていることや望むことを伝え、“あなたの思い”を知ってもらうものです。

(問合せ先)

●魚沼市市民福祉部介護福祉課（電話：０２５－７９２－９７５５）

入退院支援連携ガイド

入退院支援連携ガイドとは、小出病院の入退院に際し、主に病院とケアマネジャーの役割を記載したものです。

(問い合わせ先)

●魚沼市在宅医療推進センター（電話：０２５－７９３－７３０５）

遺言

子供も直系尊属もいない場合、兄弟姉妹が亡くなっているとその子供が相続人になり、調べると法定相続人が数十人にもなることがあります。あらかじめ自身の財産を誰に相続させるかを決めておくことで、そうしたトラブルを避けられます。

死後事務委任契約

亡くなった後の家賃や医療費等の支払い、葬儀や永代供養に関することなどを、あらかじめ第三者に依頼する契約を結びます。

●遺言と死後事務委任契約の相談先

長岡公証人合同役場（電話：０２５８－８６－６９２５）

新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３）

新潟県司法書士会（電話：０２５－２４４－５１２１）

新潟県行政書士会（電話：０２５－２５５－５２２５）

●無料法律相談

市民相談センター（電話：０２５－７９２－８８４４）

魚沼市社会福祉協議会（電話：０２５－７９２－８１８１）

墓地埋葬法９条

死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

※火葬等の費用は本人の遺留品の中から支払われます。遺留品で不足する分は、自治体が立て替え、相続人に請求します。

(問合せ先)

●魚沼市福祉事務所（電話：０２５－７９２－９７６７）

あいぶつく

魚沼市社会福祉協議会が作成したエンディングノートです。

エンディングノートとは、自分の大切にしていることや、どのような医療やケアを望んでいるかなど、家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートのことです。

(問合せ先)

●魚沼市社会福祉協議会権利擁護支援課 (電話：０２５－７９２－５２５２)

(４) 補足

補足１ 空き家対策について

【魚沼市空き家バンク制度】

平成 27 年 5 月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受けて、魚沼市では空き家の有効活用と併せて、市内への移住定住の促進等を目的として空き家バンク制度を実施しています。現在市内にある空き家物件の登録を募集しています。

この制度は、使用しなくなった空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用者が、魚沼市空き家バンクに登録し、双方同意のもとで空き家の有効活用を行います。

【魚沼市空家等解体補助金】

市民の安全で安心な暮らしの確保及び管理不全な状態となる空家等の増加を抑制することを目的として、市内の空家等の除却（解体）に係る費用の一部を補助します。

なお、申し込みが多数あり、予算額を超えた場合は抽選となります。

(問合せ先)

●魚沼市総務政策部地域創生課 (電話：０２５－７９２－９７５２)

【遺品整理・空き家整理】

本人が亡くなって空き家になった家の片づけを代行する事業者があります。

(問合せ先)

●(株)小出環境サービス魚沼かたづけ隊 (電話：０２５－７９２－５３７１)

【遺言書】

『身寄り』のない人が亡くなると、家屋が相続人不在となり放置されたり、関係の薄い複数の相続人の共有になり、売ることも貸すこともできないという状況になります。これを防ぐために、遺言書の作成など次世代に引き継ぐ準備を行いましょう。

魚沼市と社会福祉協議会では、無料法律相談を開催しています。

(問合せ先)

●市民相談センター (電話：０２５－７９２－８８４４)

●魚沼市社会福祉協議会地域福祉課（電話：０２５－７９２－８１８１）

補足２ 緊急連絡先の把握について

うおぬま・米ねっとの登録がないか検索します。うおぬま・米ねっとに登録がない場合は、地域包括支援センターが、介護予防の事業や民生委員・児童委員等からの情報で、本人の暮らしを把握していることもあります。本人と相談の上、地域包括支援センターや民生委員・児童委員に連絡を取ります。

また、本人が、緊急の連絡先やかかりつけ医などを予め記載した書類等を救急搬送時に持ってきている場合があります。救急要請から搬送までの経過を救急隊員より聞き取りをして、情報を得ます。

（問合せ先）

●民生委員児童委員協議会事務局（電話：０２５－７９２－８１８１）

補足３ 入院費等の未払いを防ぐ対応

入院費等の未払いを防ぐ工夫として、入院時に本人のマイナ保険証や資格確認書等で資格情報を確認することが必要です。オンライン資格確認システムでの照会や資格確認書の券面において、有効期限が短く設定されている場合や、「特別療養費」の対象（窓口での全額自己負担）となっている場合には、保険料の滞納が考えられますので、保険料の納付状況も含めて市に相談します。また、保険料の滞納がある場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定が受けられない場合がありますので、この場合も入院費等の支払いや保険料の納付も含めて市との相談が必要になる場合があります。

本人がマイナ保険証や資格確認書等を持っていない場合や生活費等に困窮していると考えられる場合には、生活困窮者自立支援制度の相談窓口（社会福祉協議会）や生活保護の担当窓口（福祉事務所）への相談も必要です。

なお、生活保護の開始は、急迫保護の場合を除き、原則として申請のあった日に遡って適用されるため、入院時の初期対応が重要になります。生活保護制度は、本人からの申請に基づくことを原則としています（申請主義）が、重篤な状態で生命の危機にあるなど、本人からの申請が難しい場合には、申請がなくとも福祉事務所の職権で保護を決定します。これを急迫保護といいます。

（問合せ先）

●魚沼市社会福祉協議会地域福祉課（電話：０２５－７９２－８１８１）

●魚沼市福祉事務所（電話：０２５－７９２－９７６７）

補足４ 医療同意に対する法的な考え方

成年後見制度の利用の有無にかかわらず、医療を受けることに関する決定権は医療を受ける本人にしかありません。多くの場合、親族等に同意を求めますが、親族等の同意ですら、法令上明確な根拠があるわけではありません。

本人から同意が得られない場合には、医療機関の判断で医療行為を行うか否かを判断することになります。その場合は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成 30 年 3 月改定 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームで慎重な判断を行う必要があります。

本人がどのような医療やケアを希望しているかなどについて、関係者が普段の関わりの中で聞き取り記録しておき、万が一のとき本人の意思を推定できるそれらの情報を医療機関に提供することができると理想的です。そうした情報に基づいて本人の意思を推定し、また、その医療行為が本人の最善の利益に適うと関係者が合理的に信じて行った決定の一連の判断過程が明らかである場合、その決定に違法性を認めることは一般的には難しいと考えられます。

(5) ガイドライン策定構成員名簿

①初版（令和2年11月）

【策定委員】

※所属・役職は初版作成当時のもの

氏 名	所 属	備考
布施 克也	一般社団法人 小千谷市魚沼市医師会 理事	委員長
井口 峰子	公益社団法人 新潟県看護協会 うおぬま支部 支部長	
樋口 賢二	社会福祉法人 魚沼更生福祉会 六花園 園長	
鈴木 勝彦	社会福祉法人 魚沼福祉会 特別養護老人ホーム美雪園 園長	
枝村 和枝	一般社団法人 新潟県介護支援専門員協会 会員	
竹内 隆志	新潟県魚沼地域振興局 健康福祉部 部長	
山之内 康浩	魚沼市消防本部 消防長	
小島 勉	魚沼市市民福祉部 副部長	
下村 耕平	社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会 事務局長	

【編集部員】

氏 名	所 属	備考
北島 正子	魚沼市在宅医療推進センター コーディネーター	
佐藤 トモ子	魚沼市立小出病院地域医療連携室 地域医療連携科長	
桜井 祐子	社会福祉法人 魚沼福祉会 特別養護老人ホームうかじ園 生活相談員	
大平 妙子	魚沼市社会福祉協議会介護福祉課 課長	
勝 高太郎	うおぬま相談支援センター センター長	
星 頼久	杵沢行政書士法人星事務所 行政書士	
脇本 和則	魚沼市消防本部警防課救急係 係長	
高橋 朋子	魚沼市市民福祉部市民課 課長	
坂大 聡	魚沼市市民福祉部福祉支援課生活支援係 係長	
星野 未菜美	魚沼市地域包括支援センター 社会福祉士	

【アドバイザー】

氏 名	所 属	備考
片沼 貴志	片沼・橋本法律事務所 弁護士	
須貝 秀昭	身寄りなし問題研究会 代表	

②改訂版

【検討会参加者】

氏 名	所 属	備考
大平 妙子	魚沼市在宅医療推進センター コーディネーター	
橘 洋平	小出病院地域医療連携室 副科長	
和田 浩	老人保健施設清流苑 支援相談員	
坂大 千年	特別養護老人ホーム美雪園 主任生活相談員	第1・2回
諸橋 淳也	特別養護老人ホーム寿和ホーム 主任生活相談員	第3回
諸橋 雅枝	魚沼市北部地域包括支援センター 管理者	
諏佐 朋子	魚沼地域福祉会やいろの里 支援課長	
笹岡 真由美	魚沼市障がい者基幹相談支援センター 相談員	
脇本 和則	魚沼市消防本部 総務課長	
戸田 千穂子	魚沼市市民福祉部福祉支援課 副部長兼課長	
江口 博子	魚沼市市民福祉部福祉支援課 生活支援係長	
佐藤 真菜	魚沼市市民福祉部介護福祉課 高齢福祉係主事	
佐藤 直樹	魚沼市社会福祉協議会地域福祉課 課長	
佐藤 順子	魚沼市社会福祉協議会地域福祉課 権利擁護支援係長	

見直しに係る意見交換会

第1回：令和7年 6月26日（木）・魚沼市ボランティアセンター

第2回：令和7年 8月22日（金）・魚沼市ボランティアセンター

第3回：令和7年 11月25日（火）・魚沼市生涯学習センターここいら